

宮津与謝環境組合議会会議録

令和5年第2回（10月）定例会

宮津与謝環境組合議会

令和5年 第2回 宮津与謝環境組合議会定例会議事速記録 目次

会期 1日間（10月25日）

1 付議事件一覧	1
1 出席議員氏名	2
1 欠席議員氏名	2
1 説明のため出席した者の職氏名	2
1 議事日程	2
◎ 河原議長の開会宣言	2
※ 日程第1 諸報告	2
※ 日程第2 会議録署名議員の指名	3
※ 日程第3 会期の決定	3
※ 日程第4 議第6号 令和4年度宮津与謝環境組合歳入歳出決算認定について	3
○ 城崎管理者の提案理由説明	3
○ 居村事務局長の提案理由説明	3
◎ 松本議員の質問	5
○ 居村事務局長の答弁	6
◎ 野村議員の質問	6
○ 居村事務局長の答弁	6
◎ 野村議員の再質問	7
○ 居村事務局長の再答弁	8
◎ 野村議員の再々質問	8
○ 居村事務局長の再々答弁	9
◎ 山根議員の質問	9
○ 居村事務局長の答弁	9
（討論なし）	
1 議第6号	— 認 定 — 10
※ 日程第5 議第7号 宮津与謝環境組合職員の定年等に関する条例の一部改正について ..	10
○ 居村事務局長の提案理由説明	10
（質疑なし・討論なし）	
1 議第7号	— 原案可決 — 11
※ 日程第6 一般質問	11
1 一般質問通告表	11
◎ 山崎議員の質問	11
1 搬入ごみの受入れについて	
2 クーポン券の発行を	

○ 居村事務局長の答弁	12
◎ 山崎議員の再質問	13
○ 居村事務局長の再答弁	14
◎ 山崎議員の再々質問	14
◎ 河原議長の閉会宣言	14

令和5年第2回(10月)定例会付議事件一覧

会期 1日間(10月25日)

事件番号	件名	議決年月日	議決結果
議第6号	令和4年度宮津与謝環境組合歳入歳出決算認定について	5.10.25	認定
議第7号	宮津与謝環境組合職員の定年等に関する条例の一部改正について	5.10.25	原案可決

令和5年第2回 宮津与謝環境組合議会定例会議事速記録

令和5年10月25日(水) 午後1時30分開会

◎出席議員(10名)

野村生八	家城功	松山義宗
宇都宮綾	松本隆	和田裕之
山崎良磨	山根朝子	河原末彦
坂根栄六		

◎欠席議員 なし

◎議会担当職員

事務局次長補佐 和田直樹 主任 上林大志

◎説明のため出席した者の職氏名

管理者(宮津市長)	城崎雅文	副管理者(伊根町長)	吉本秀樹
副管理者(与謝野町長)	山添藤真		
事務局長	居村真	事務局次長	谷口直樹
監査委員	中村明昌		

◎議事日程

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議第6号 令和4年度宮津与謝環境組合歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議第7号 宮津与謝環境組合職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 一般質問

○議長(河原末彦) 只今から、令和5年第2回(10月)宮津与謝環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

○議長(河原末彦) 日程第1 「諸報告」であります。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく、一般会計の令和4年度2月分、3月分及び出納整理期間中の4月分、5月分及び令和5年度4月分、5月分、6月分、7月分、8月分及び9月分の例月出納検査結果報告書、並びに同法第199条第9項の規定に基づく、令和5年度一般会計定期監査結果報告書が提出されており、原文は環境組合事務局に保

管しておりますので、随時、ご覧おきください。

○議長（河原末彦） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、坂根栄六さん、野村生八さんを指名いたします。

以上のお二人に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。

○議長（河原末彦） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 異議なしと認めます。会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（河原末彦） 日程第4 議第6号を議題といたします。

提案理由の説明を願います。城崎管理者。

〔城崎管理者 登壇〕

○管理者（城崎雅文） 本日は、令和5年第2回の宮津与謝環境組合議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には、何かとご多用の中を、ご出席を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、宮津与謝クリーンセンターにつきましては、令和4年2月の再稼働以降、安定した運転を継続しており、また、令和4年10月には、ガス冷却水の適正な処理水質を維持するシステムとして、活性炭吸着塔が設置・稼働する等、安定稼働の水準を高めたところでございます。

しかしながら、令和3年の事象発生の教訓を十分に踏まえ、今後におきましても再発防止の徹底による安定した運転を継続していくことにより、信頼回復を図ってまいりたいと考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、只今議題となりました議第6号 令和4年度宮津与謝環境組合歳入歳出決算認定につきましては、この後、事務局から補足・詳細説明を申し上げます。

この上とものご理解とご協力をお願い申し上げます。令和4年度決算について、認定賜りますようお願い申し上げます。

また、条例の一部改正につきましても事務局からご説明申し上げますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

〔居村事務局長 登壇〕

○事務局長（居村真） 議第6号 令和4年度宮津与謝環境組合歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の補足・詳細説明を申し上げます。

まず、令和4年度業務内容につきまして、お手元に配付しております「令和4年度主要な施策の成果に関する報告書」をご覧いただきたいと存じます。表紙から3枚目、1ページに決算の概要(1)としまして、総括ア業務の内容を記載してございます。令和4年度の施設全般の稼働や運営に係る業務内容でございますが、主な概要としましては、先ほど管理者からもご説明しましたとおり、令和4年2月の再稼働以降、安定的な運転を継続しているところでございます。施設立地の地元であります須津地区、石川区の皆様に対しましても、地元協定に基づく年

2回の報告会を通じて、施設の運営状況等を報告・説明するとともに、地域の皆様との意見交換を行ったところでございます。

令和4年度のごみの受入れ総量は、概ね計画どおりの搬入量となっております。メタンガス化施設による発電につきましては、機器故障等の影響などもあり、計画値を下回る実績となったところです。なお、可燃ごみ以外の廃棄物処理においては、その総量の約49%を資源化物として搬出する等、ごみの資源化推進と埋立処理のごみ量低減に努めたところでございます。

また、本施設は公設民営のDBO方式であることから、施設運営等に係るモニタリング、監視・評価のため、毎月運営JVとのモニタリング会議を実施するとともに、有識者を含むモニタリング委員会につきましては、5月と11月に会議を開催し、施設の運転・維持管理や運営状況について報告を行い、評価や助言を頂いたところです。

いずれにいたしましても、当施設は、宮津与謝地域の生活環境の保全と公衆衛生の向上、更には、温室効果ガスの排出削減に寄与する重要な施設であり、今後とも、より安全で安定的・効率的な施設運営に努めてまいらなければならないと考えております。

以上、簡単ではございますが、令和4年度の主要な施策の成果に関する報告書の概要でございます。

次に、歳入歳出決算につきまして、令和4年度宮津与謝環境組合一般会計歳入歳出決算書により、ご説明をさせていただきます。

まず、歳入につきまして、2ページと3ページをご覧ください。一番下の歳入合計欄に記載のとおり、予算現額5億5,528万4千円に対しまして、収入済額は5億6,385万1,560円でございます。

次に歳出につきまして、4ページと5ページをご覧ください。歳出合計欄に記載のとおり、予算現額5億5,528万4千円に対しまして、支出済額は5億4,017万0,467円で、不用額は1,511万3,533円、歳入歳出差引残額は2,368万1,093円でございます。

次に、歳入歳出決算額の内訳について、8ページ以降の事項別明細書をご覧くださいと思います。8ページと9ページをご覧くださいと思います。主なものは、1款1項の分担金、収入済額4億1,064万4,000円で、構成市町の分担金を収入したものでございます。分担金の割合は、令和2年度の各市町のごみ処理量実績に基づいて算定した処理量割としており、市町別内訳は備考欄に記載のとおりでございます。

次に、2款1項の手数料、収入済額1,882万7,000円は、施設への直接搬入者から条例で定める10キロ当たり100円の処理手数料を収入したものでございます。

次に、3款の繰越金、収入済額2,863万7,025円でございます。

次に、4款諸収入、収入済額1億574万3,535円で、主なものとしましては、記載のとおりメタンガス化施設で発電による電力売払収入が5,866万4,458円、マテリアルリサイクル推進施設からの資源化物売払収入が4,683万5,146円となっております。

続きまして、10ページと11ページの歳出を御覧ください。1款 議会費では、議員報酬として支出済額13万8,191円を支出しております。

次に、2款 総務費は、予算現額4,071万8,000円に対しまして、支出済額3,911万1,276円となっており、その内、1項 総務管理費、1目 一般管理費につきましては、3,897万3,187円となっておりまして、その主な内容につきましては、役務費・使用料等では、各種電算システム等の保守業務委託や使用料などを支出し、負補交では、構成市町からの

派遣職員に係る負担金の他、須津・石川両地区への自治振興交付金などを支出したものでございます。

次に、12ページと13ページをご覧ください。3款 衛生費、予算現額5億1,119万0,000円に対しまして、支出済額5億0,092万1,000円でございます。じん芥処理費の主な支出内容でございますが、10節 需用費の備考欄、燃料費他の113万8,723円につきましては、ごみ処理に係るホイローダーやフォークリフトなどの重機車両の燃料費で、運営事業者の実働実績による清算額でございます。なお、不用額の主な要因としましては、燃料費の当初予算額200万円に対する執行残額等でございます。

11節 役務費の備考欄、公害モニタリング装置通信料55万836円は、須津、石川、堂谷の公民館前に設置しております公害モニタリング表示に係る通信料でございます。

12節 委託料、備考欄中ほど、クリーンセンター運營業務委託料4億8,216万4,983円は、運営事業者との運営委託契約に基づく委託料でございます。その2つ下の、運営モニタリング等支援業務委託料493万9,000円につきましては、毎月、運営事業者から提出される施設の運営・稼働状況等の報告に対して、その適正性などを専門のコンサル業者に評価・監視チェックなどを委託し、組合としての監視機能を働かせているものでございます。

次に、一般廃棄物処理基本計画策定業務委託料330万円につきましては、本年2月議会の全員協議会にご報告させていただきましたとおり、平成25年3月策定の計画を、ごみ処理形態の変更や、ごみ排出量の現況を踏まえた全面改訂に係る委託経費でございます。

次に、ダイオキシン類測定検査業務委託料159万5千円は、排ガス・焼却灰・飛灰や周辺土壌に対するダイオキシン類濃度の測定業務で2回分でございます。なお、公害防止基準値超過を受けて、当面の間、ダイオキシン類濃度の測定回数を2回分追加して測定していますが、これに係る実施費用については、全額運営事業者の直接負担により行っております。なお、不用額の主な要因としましては、除雪費に係る執行残が約188万円、使用済小型電子機器引取り業務が約305万円、ダイオキシン類測定業務に係る入札執行残が約40万円などがございます。

次に、14節の工事請負費300万円につきましては、令和4年度中において台風等の大雨による施設近隣の山林地域からの土砂流入がなかったことから、防災沈砂池の浚渫が未執行に済んだものによるものでございます。

次に、17節の備品購入費45万4,300円につきましては、運営事業者に支給しましたパレット・コンテナ等のごみ収納運搬用備品の費用でございます。

なお、歳出予算の執行率は97.3%となっております。また、各業務やごみ処理の運営実績につきましては、主要成果報告書の「令和4年度組合施策の概要」と別冊の「令和4年度 クリーンセンター運営状況」に詳細を記載しております。

最後に、監査委員から提出されております決算審査意見につきましては、別添のとおりでございます。

以上、令和4年度歳入歳出決算に係る提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河原末彦） これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。松本隆さん。

○議員（松本隆） 12、13ページの3衛生費の中で、モニタリング委員報酬というのがあります。その中で、委員会がこの年に2回開催をされております。そういった中で内容につ

いて、運営状況やダイオキシン類超過に係るその後のどのような状況報告があり、また、各委員からどのような助言等があったのかこのあたりをお願いします。

○事務局長（居村真） 令和4年度は2回、令和4年5月と11月に会議を開催させていただいております。その中で第1回の会議につきましては、令和3年度の年間運営実績報告において焼却飛灰処理物が増加傾向にある中で、その要因は何かというような質疑があったところでございます。また、メタンガス化施設の不具合要因、機器の摩耗等による故障等もありましたが、そういったものの確認等も行われたところでございます。また、令和4年7月に全協で議会の方にも報告をさせていただきましたが、公害防止基準値超過に係るその後の対応状況について、運営事業者からその内容の報告を受けまして確認等を行っていただいたところでございます。

また、第2回会議では、令和4年度上半期の運営実績報告においてバイオガス発電機に係る機器のトラブル原因及びその対策等について説明を受けられた他、活性炭吸着塔施設の設置運用に係るものにつきまして質疑応答を行っていただいたところでございます。主な内容は以上でございます。

○議長（河原末彦） 他にご質疑はございませんか。野村生八さん。

○議員（野村生八） まず、主要な施策の成果報告書の7ページ一番下にありますが、ペットボトル水平リサイクルに関する包括協定が令和4年度の8月にされたということです。それについては今後どのような状況になっていて、現在どういうふうになっているのか。状況によると4年度の中ではそんな変化がないみたいですが、その辺についてお願いしたいと思います。

それから、利用状況でごみの搬出搬入の関係ですが、全体的には若干減少、いわゆる人口減少程度の減少になるのかなと思うのですが、可燃ごみが増えて燃やさないごみが減っているのかなと思っていて、この受入ごみの4年度の推移について、前年度対比の、どのような見解をお持ちなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、決算内容では、11ページの総務費の12委託料と13使用料及び賃借料で、地方公会計支援業務委託料110万と財務会計システム使用料がいずれも会計ということですが、それぞれどのような使い方をされていて、どのような関係があるか。使用料と委託料ということで、特に委託についてはどの部分を委託されているのか。ソフトだと思うのですが、片っぱは。ソフトを使った部分の運用を委託されているのか内容についてお聞きします。

最後にその下にあります例規システム使用料ですが、組合でも例規がホームページにあって、他の町の例規と同じように項目別とあいいうえお順で検索できるというふうになっておるのですが、非常に例規の数が少ない状況ですよね。この組合ですから。その中で、例規システムを他の町と同じ運用の仕方で、特に与謝野町と比べても高いのですね使用料が。組合議会でこれだけの使用料がいる例規システムの運用が必要なのかちょっと疑問に思うのですが、その辺についての見解をお願いします。以上です。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） 御質問をいただきました。まず、ペットボトルに係る協定を昨年8月に結ばさせていただきました。実際にペットボトルの水平リサイクルを行うということの中で、これは令和5年度からお出しするということになってございまして、この令和5年度の4月以降に収集しましたペットボトルにつきまして、当該ペトリファインテクノロジー社の方にペットボトルを搬出しまして、水平リサイクルのルートに乗せていただいているところでございます。

それからごみの搬出でございます。可燃ごみが増えて、燃やさないごみ大型ごみが減ったというような中の見解ということでございます。まず、令和3年度につきましては、コロナ禍というところの中で、巣ごもり需要ということで、大型ごみや燃やさないごみというのが、いわゆる屋外に出られないということなので、部屋の掃除とかされるケースが非常に多くございまして、それに係るごみというのが燃やさないごみ、大型ごみが増えているという状況でございましたが、令和4年度はそこが落ち着いてきたということでございます。一方、燃やすごみにつきましては、令和4年度は経済活動の方が徐々に回復したというところで、そういった事業系のごみとかが伸びてきているという中で、可燃ごみは増えて不燃ごみ、大型ごみは減ったというようにこちらとしては認識をしておるところでございます。

次に、公会計システムと財務会計の関係でございます。公会計の関係につきましては、平成27年1月の総務大臣通知によりまして全ての地方公共団体において、発生主義、複式簿記会計の考えを取り入れた公会計を導入することということで通知がなされたということでございまして、それに基づく公会計の処理方法をさせていただいております。株式会社ぎょうせいの方に委託しまして、この公会計に必要な財務諸表の方を整えていただいておりますのでその分に係る委託料ということでございます。それから、財務会計システムですね。財務会計システムにつきましては、通常歳入歳出をさせていただくシステムの方の使用料ということでお支払いをさせていただいているというところでございます。

最後に例規システムの使用料ということで、こちらにつきましても例規ですので株式会社ぎょうせいさんの方をお願いをしておるということでございますが、基本的に一部事務組合ということですので持っている条例数は少ないということでございますが、基本料金というかその部分でいったら一定掛かる部分であろうと思っておりますので、この分は応分のお支払いをさせていただいておるというふうに、こちらとしては考えてございます。以上でございます。

○議長（河原末彦） 野村生八さん。

○議員（野村生八） まず、ペットボトルの水平リサイクルですが、この契約された会社はその後かなりあちこちの契約が広がっていったと思っているのですが、この組合議会で審議した時でも、処理の施設から見てですね、どんどん広がって行って大丈夫なのかなという思いを持ちながら質疑をしたと思っているのですが、処理の施設と契約の量というのがどういう状況になっているのかというのは、報告を受けたり把握したりということはされているのでしょうかということと、それから搬入量に関しては今までもずっとそういう形でコロナの影響ということがあったわけですが、特に可燃ごみが経済活動の上昇ということで増えたということで、言えば既に計画に近いところまでこの4年度で来ていると思うのですが、5年度はそういう意味で言えば、さらに4年度よりも、5類にもなりということで経済活動は増えてくるかなと思うのですが、そんなことを、計画よりも上回って可燃ごみが増えてくるということになると推測できるかなと思うのですがその辺については、実はどのような見解を持ちながら運営されているのかということをお聞きしたいと思います。

それから決算での、まず会計の関係なのですが、もう一つよく分からなかったのですが、地方公会計というのは複式簿記でということで、どちらも会計なので今のを聴いていると事務的に、複式簿記と普通のそうでない決算等のあれを両方されているように聞こえるのですが、もう少し詳しくなぜ2つがここにあるのかということをお聞きしたいと思います。とりわけこの組合は運営費がほとんど委託として出されるので、運転の中身の経費というのは全く会計に表れてこないと思うのですね。それ以外の部分がこの決算の部分だと思っているので、そんなに

複雑な会計処理が必要だとも思えないし、いわゆる職員の数も少ないと思われるので、把握する職員の数も。そういう点では、そんなにそれだけの費用の掛かる会計システムが必要なのか疑問を感じるのですが、再度お聞きします。

それから例規システムは言われたことは分かるのですが、与謝野町では66万なのですね。今の答弁を聞いているといわゆる保守、書き換えを含めた部分がこの使用料に入っているのかなと思うのですが、それを再度お聞きします。書き換えを他でやっておられて、使うだけがこの金額ならちょっと高いなというふうに思うのですが再度お聞きします。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） ペットボトルの水平リサイクルの関係でございます。水平リサイクルの状況ということのお訊ねがあったと思うのですが、昨年度、私ども、川崎市の方へ処理工場がありまして、そちらの方に行かせていただいております、そこで搬入されたペットボトルが粉碎されて、プラントですので中の状況までは見れないのですけども、そちらの方で分子レベルまで戻して再度ペットボトルまでするというようなことをされている、その施設の方は確認に行かせていただいたというところでございます。いろいろな広がりというところは、どれぐらい、私ども協定以降に広がりというところはちょっと存じ上げておりません。昨年の私どもの協定の際には京都府内で言ったら京都市さん、亀岡市さん、京丹後市さんがされておりまして、京都府内で私どもは4カ所目というふうにお伺いしておりますが、それ以降の広がりということとはちょっとこちらとしては把握していないということでご理解いただきたいと思っております。

それから、可燃ごみでございます。見解として令和4年度は可燃ごみが増えたということでございますが、経済活動として令和4年度は戻ってきた、5年度は同等だというふうはこちらとしては思っておりますので、令和4年度からさらに令和5年度は伸びるんだということではなしに一定同等レベルになってくるのではないかと現時点では考えております。

それから3点目は、公会計の関係でございますが、何で2つということでございますが、まずはやはり公会計制度というのが総務大臣通知によりまして、そういった公会計の部分もやっていきなさいよということで通知があつて、各地方自治体とも、行われているところが多くあるということだと思っておりますので、その基準に基づいてさせていただきます。また、それ以外で財務会計というのは、現に今回の決算書も出させていただきますが、これまでの会計のやり方によって今回の決算書も出させていただきますので、結果として2つ同時に実施をしておることでございます。

それから例規システムの関係ですが、こちらの方は実際の運用管理ということで委託料という形でお支払いをさせていただいております。そこの変更があつたら、更新手数料は別途発生するという事になってございます。ということで基本的に、令和4年度は例規に関係する変更更新はなかったということでございますが、条例等改正がありましたらその部分で別途更新料が必要という内容でございます。以上です。

○議長（河原末彦） 野村生八さん。

○議員（野村生八） ペットボトルと可燃ごみについては了解しました。会計システムで今のを聞いていても、もう一つ理解できないのですが、複式簿記で全てやられていたら、これは一緒なので、その下の財務会計システムがなくてもできるのでないかというふうに素人考えで思えるのですが、両方なぜ使って会計しなければならないのかちょっともう一つ理解できない

のです。必要だと思っておられるから、そうなのだろうと思うのですが、もうちょっと分かるようにご説明いただけたらありがたいなというふうに思います。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） 公会計の部分につきましては、固定資産台帳とか、そういった関係も含めてという形でのものになってございます。また、これ自体につきましては環境組合のホームページの方でも公表もさせていただいておりますので、その部分に係る、この制度に係るものはそちらの方で公開をさせていただいておりますので、その確認をお願いしたいというふうに思っております。通常の歳入歳出に係る決算ということにつきましては、通常の単年度ごとの決算という形でやっておりますので、それも財務会計の全体的な整理でこういう形書類を整えさせていただいてるということで、別物ということで、それぞれ法令なり、そういったものに基づいてこちらの方としては調製をさせていただいているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（河原末彦） 他にご質疑はございませんか。山根朝子さん。

○議員（山根朝子） 主要な施策の成果に関する報告書の1ページに「稼働から3年が経過する中で、故障トラブルが発生傾向にある」とありますが、その修理費用というのはタクマさんの方で持っているというふうに理解していいのですか。ここに、支出のところに見当たらなかったんですけども、これどういうことでしょうか。それから補修の内容によっては、タクマさんが持ったり環境組合が持ったりというそういう仕様というか、区分の仕方があるのでしょうか。3年で故障が結構あるというのはちょっと早いのかなと思うのですが、一般的にそういうふうなものなんでしょうかということが1つです。

それと、クリーンセンターの運営状況の資料で3ページの資源ごみの内訳なんですけど、伊根町なのですが、紙パック、段ボール、新聞雑誌は回収していないので0というのは分かるんですけど、ペットボトルは回収していると思うのです。それが0になっているということは、何か、どうしたのかなと思うのですけども、その説明をお願いします。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） 施設の故障に係る経費でございます。まず、運営委託料というものが、内訳としまして、大枠として固定費と変動費に大枠2つ分かれるということでございます。その固定費の中で、用役費ということで施設稼働に係る電力や燃料とか薬品代の費用、用役費。それから人件費、それから補修費ということで、一応その年度にいくらという形の、これは20年それぞれ額が、初年度は900万円から多い年でいくと3億円ということで様々あるわけなんですけれども、そういった形で補修費の方をお支払いさせていただいております。また、その他経費という形になっておまして、補修費としてはこちらとしてはお支払いをしておりますので、運営事業者の裁量の範囲内で改修なり修繕をしていただいておりますということでご理解いただきたいと思いますと思っております。

それから故障が多いということでございます。特に発電の関係でちょっと故障が多いということでございますが、やはり、ごみ処理をするところの中でそういったもののリスクはあるということもございますし、また、令和4年度、令和5年度もそうなんですけど、猛暑でございまして、発電に係る熱の影響での関連する故障というところも数多くあるというところでございます。そのところで、令和4年度、5年度も苦慮しておるというところでございます。

これらにつきまして、運営事業者の方でちょっといろいろ施設改良等をお世話になっている部分があるということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、ペットボトルの伊根町様からの搬入ということでございます。この令和4年度につきましては、伊根町さんの方で収集はされていると思っておりますけれども、令和4年度につきましては環境組合の方への搬入ということではなかったということでございます。ただ、令和5年度からはペットボトルの水平リサイクルの取組ということで、共同でやっていこうということで話し合いもさせていただいておりますので、令和5年度からこちらの方に持込んでいただいて、こちらとして水平リサイクルの事業者の方に搬出をさせていただいているということで、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（河原末彦） 他にご質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本件に対し、反対その他のご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

議第6号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（河原末彦） 起立全員であります。本件は原案のとおり認定されました。

○議長（河原末彦） 日程第5 議第7号を議題といたします。

提案理由の説明を願います。居村事務局長。

〔居村事務局長 登壇〕

○事務局長（居村真） ただいま議題となりました議第7号「宮津与謝環境組合職員の定年等に関する条例の一部改正」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案参考資料1ページをご覧ください。提案の趣旨・目的欄に記載のとおり、本条例の改正は、少子高齢化の進展、生産年齢人口が減少する中、複雑高度化する行政課題への的確な対応の視点から、能力と意欲のある高齢期の職員の活用等を図ることを目的に、職員の定年を延長することとした地方公務員法等が改正されたことに伴い、関係する条例の一部改正を図るものでございます。

改正内容としましては、地方公務員法の改正内容を踏まえ、また、当組合に係る条例につきましては、地方自治法第292条の規定により、宮津市の規定を準用していることから、宮津市職員の定年等に関する条例との整合を図り、条文整理を行うものでございます。

別紙の新旧対照表をご覧くださいと思います。第1条では、改正された法令条項に改めるとともに、第2条では、引き続き、宮津市の関連条例の例によるとともに、その後段に、『この場合において、同条例第13条第1項中「規則で定める組合」とあるのは、宮津与謝環境組合を組織する地方公共団体とする。』を加えることとしております。

これは、参考として、その裏に宮津市例規の抜粋を添付しておりますが、年齢60歳以上退職者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができるとされており、ここの「規則で定める組合」を、「宮津与謝環境組合を組織する地方公共団体」と

することで、1市2町の年齢60歳以上退職者を、短時間勤務の職に採用することができる旨を規定するものでございます。施行日は、公布の日としております。

以上、誠に簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河原末彦） これより質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本件に対し、反対その他のご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

議第7号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（河原末彦） 起立全員であります。本件は原案のとおり可決されました。

○議長（河原末彦） ここで10分間休憩いたします。

〔休憩〕

○議長（河原末彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第6 一般質問を行います。

令和5年第2回（10月）定例会一般質問通告表〔10月25日（水）〕

発言 順位	質 問 者	質 問 事 項	答弁を 求める者	
1	山崎 良磨	1 搬入ごみの受入れについて 2 クーポン券の発行を	管理者	

○議長（河原末彦） 通告に従い、順次質問を願います。山崎良磨さん。

○議員（山崎良磨） 失礼します。それでは通告に基づきまして、私から2つの一般質問を行いたいと思います。1つ目、搬入ごみの受入れについて。現在、与謝野町において多くの住民がクリーンセンターに対する不便さを持っておられます。理由として、ごみの持ち込みにおいて本人が持ち込まないといけないという規則が挙げられます。特に免許を持っておられない高齢者や、処分をその高齢者に頼まれた方は特に困っておられます。私は与謝野町の令和5年6月定例会の一般質問において、せめて本人の委任状の身分証明書のコピーがあれば受け取っていただけるように緩和できないかを質問いたしました。また、それに引き続き9月定例会においても複数の議員から委員会定例会において同内容の質疑がございました。与謝野町の理事者答弁では一度管理者間で会議を持ち、1市2町で抱えている住民の不満を共有し課題解決に向き合いたいと思っているとの回答をもらっております。これ仮の話でございますが、このような会議が開催された場合、前向きな解決へ向かっていただけるようお願いしたいと私は考えますが、城崎管理者のお考えを問います。

2つ目、クーポン券の発行を。与謝野町では各地区において一斉清掃の際に多くの搬入ごみが発生いたします。しかし、役場の認可を得てからでないと搬入することができない実態です。このことを解決するために年間で一定数のクーポン券を各区に配布することができないかと考えます。管理者のお考えを問います。以上で第一質問といたします。答弁よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） 山崎議員のご質問に、お答えいたします。2項目のご質問を頂戴しました。

まず、1点目の搬入ごみの受入れについてでございます。宮津与謝クリーンセンターは、ご承知のとおり、その運營業務につきまして、タクマ・タクマテクノス特定運営共同企業体と、平成28年4月に運營業務委託契約を締結し、この契約条項に基づいた施設の運営・管理等をお願いしているところでございます。こうした中、山崎議員から、当クリーンセンターへのごみの直接持ち込みに対して不便さがあり、緩和できないかとの御質問を頂戴したところでございます。質問要旨としましては、免許を持たない高齢者等に係る搬入ごみについて、当人の委任状や身分証明書のコピー等を添えた他者による運搬受入れを可能にできないかのご趣旨でございます。宮津与謝クリーンセンターは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、以降は、略して廃掃法と表現させていただきますが、この各種条項に基づき、京都府の許可を得て設置させていただいております。また、本施設の運営管理につきましても、株式会社タクマ等の特定運営共同企業体との運營業務委託契約において、廃掃法並びに関連する各種法令等を遵守しながら運営管理する契約内容となっております。加えまして、本施設の運営に関する「宮津与謝環境組合廃棄物の処理に関する条例」につきましても、廃掃法に基づいているものでございます。

さて、廃掃法における収集・運搬に関する条項ですが、同法第6条の2において、「市町村は、その区域内における一般廃棄物を収集・運搬・処分しなければならない」としており、市町村による収集・運搬等を規定しています。また、同条第2項は、「市町村以外の者に委託することができる」旨の規定で、現状、各市町とも、この規定により委託事業者による収集・運搬等を実施されているところでございます。また、同法第7条においては、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該地域の市町村長の許可を受ける必要があること。ただし、事業者等が自ら運搬する場合はこの限りでないとされていることから、一般廃棄物の収集・運搬に関しては、自ら運搬を除き、各市町村長の処理業許可が必要とされています。加えて、同法第25条では、罰則規定が設けられており、先程の第7条の処理業許可を得ずに、収集・運搬等をしたなどの規定違反をした場合、懲役もしくは罰金などの罰則規定の適用があるところでございます。こうした中、委任状等での他者による廃棄物の収集・運搬につきまして、丹後保健所に対して法的な可否についてお尋ねしたところ、「委任状などの他者による収集・運搬は廃掃法の範囲を超えるもの」との見解を受けており、廃掃法の法令等と照らし合わせますと、こうした形式による搬入受入は出来ないものと判断しております。ご理解賜りますよう、お願ひ申し上げます。

しかしながら、議員がご指摘の廃棄物の直接搬入困難者に係る何らかの方策の必要性は、当組合としても認識しているところでございます。廃棄物の収集・運搬に関する部分は、基本的に各市町村の裁量範囲となりますので、現在の廃掃法の法令等に準拠した形の収集・運搬等のあり方を、関係市町でご検討いただきたいと考えております。重ねて、ご理解賜りますよう

お願いいたします。なお、ご質問において、ごみの収集や運搬・搬入等に係る住民の皆さんのご懸念等について、会議を通じた課題解決への取組みのご要望もいただいたところでございます。宮津与謝環境組合としましても、これまでから必要に応じて、担当部課長会議を開催する等、協議の場を設けてきているところでございますが、本施設の管理・運営等に係る協議・調整を図るための会議規則である「宮津与謝ごみ処理推進会議規約」の一部改正を図る中で、より柔軟に担当部課長会議を開催し、各市町からの課題提案等について、迅速に協議・調整していくことを確認しているところでございます。併せて、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、2点目の「クーポン券の発行を」とのご質問でございました。質問趣旨としましては、地域などの任意団体の皆様が、地域清掃等を実施される時に、減免によるごみの搬入を希望される場合、関係市町に申請手続きを行い、減免許可を受けた上で、当施設へ搬入していただいている状況に対して、こうした任意団体に対しては、宮津与謝環境組合としてあらかじめクーポン券、いわゆる無料搬入許可書等を発行するなど簡略化が図れないかとのご趣旨でございます。

まず、各地域において、様々な清掃などの環境活動を実施していただいている皆様に対しまして、改めて敬意を申し上げます。

さて、宮津与謝クリーンセンターに搬入されます廃棄物につきましては、各市町の収集・運搬委託事業者が搬入するものについては無料としており、また、直接に廃棄物を搬入する方については、基本的に10kgごとに100円の有料として受け入れているところです。しかしながら、各市町の公共施設の管理等に係るものについては、減免申請を提出いただき、搬入物の内容を確認した上で減免許可書を交付し、廃棄物を搬入いただいているところでございます。議員ご質問の任意団体等による清掃活動に係る廃棄物についても、各市町において、任意団体の確認や活動状況等を把握した上で、減免対象となる活動と判断された場合、各市町から減免許可が提出され、必要な許可書を発行しているところでございます。

よって、宮津与謝環境組合としましては、今後も各市町の様々な任意団体に係る清掃活動等の確認・把握等は、各市町において実施していただく必要があると考えており、各市町の減免許可判断を受けた申請について、必要に応じて減免許可をさせていただきたいと存じます。

なお、任意団体の皆様の清掃活動等に係る減免許可手続きに関しましては、関係市町とも協力しながら、より迅速な減免許可手続きが図れるよう努めてまいります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河原末彦） 山崎良磨さん。

○議員（山崎良磨） 答弁ありがとうございます。もう少しだけお話させてもらえたらと思います。なかなか法律という規則があったり、保健所に問い合わせさせていただく中で、なかなか私が素人考えで委任状という形をとったんですが、こういったものは難しいと。しかしながら、何かまた町の方で考えて、それを提案して一定の施策を用いる必要があるというようなことをおっしゃっていただきました。多少の前向きな答弁ととらせていただきます。現状をもう少しお話をさせてください。このクリーンセンターという施設が、最終処分場ではなく、既存の町にあった、あくまでクリーンセンターである。それによって用途が限られることはその都度私どもも説明しておって、町民のなかでも一定の理解が生まれておるとは思います。しかし、そういった中で言われる高齢者の方、免許を持たない高齢者の方、また終わる活と書く方の終活、こういったことをされる高齢者の方、また独居老人が亡くなられこちらの方に住民票をも

たない遺族の方がごみを持ち込むことが非常に困難であると。こういった課題はおそらくすべての市町に共有するものではないかと思えます。そういった中で、法律のそういった兼ね合いはございますが、一定の解決、何らかの行政サービスということ、例えば単独で考えたらということだったのですが、またそういった会議がある中で一定共有の知識として今後皆さんで考えていただくことを切にお願いしたいのですがいかがでしょうか。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） 再度ご質問いただきました。まず、本人持込ということがございますが、例えばこちらに独居でおられてお亡くなりになられて残りの家財道具のというところで、他府県なりからの親族の方が持込と。これは本人というのが、本人限定ではなしにこちらとしましても、運営業者としましては親族であるという方の持ち込みは本人という形の扱いで搬入をさせていただいている。やはりそこが第三者ということになると法令上、業というところになるのでそこは区分をさせていただいております。そういう形での現在運営事業者の方も十分聞き取りをして判断をしておるということでございます。また、特にこの関係ですと大型ごみなりを、一時多量のごみというところの部分がございます。この部分で各1市2町それぞれの現状として戸別収集とかあり方というのがそれぞれのこれまでの施策として、やり方が違う部分がございます。これらあたりも、全て統一しなければならないということはないのですが、やはり現状の廃掃法という範囲の中でいろいろと取れる施策、先ほど申しましたように市町村ですと直営なり、委託なり、また許可業者というか許可を与えることによってできるといった手法もございますので、これら含めて、また関係市町ともご相談しながら、施策の方を展開していただく中で、こういった搬入にちょっと現状困られている中の部分を救い上げていただきたいと思います。一般廃棄物の持ち込み自体をお断りするということではなしに、持ち込む業というところが、法令に違反するというふうになると黙認する形はちょっとできないということでもありますので、そういった搬入の在り方というところを関係市町とご相談しながら、これやったら適法で行けますよというところもございまして、相談しながら調整をしてみたいというふうに思いますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（河原末彦） 山添良磨さん。

○議員（山添良磨） これが最後になりますが、今そういった形で一定の共有知識を持っていただきたいなという想いと、私が聞いた中では、ご遺族の話で受け入れてもらえなかったという話があったのです。真実をどこまで確認できるものかという部分がある中で、一定の、やはり従業員の方、受入れられる職員の方に一定の周知徹底をお願いしたいなと思えます。古来より三人寄れば文殊の知恵という言葉がありますが、3つの自治体でしっかりと考えて共有の課題に立ち向かっていただきたいようお願いして私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（河原末彦） 以上で通告による一般質問は全て終了いたしました。これで一般質問を終結いたします。

○議長（河原末彦） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、令和5年第2回（10月）宮津与謝環境組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午後2時44分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宮津与謝環境組合議会議長

会 議 録 署 名 議 員

同 上
